

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、海鷹丸と神鷹丸における船員養成に関わる乗船実習の変更について

本学の水産専攻科は、学部と専攻科での教育を合わせて3級海技士（航海）の第一種船舶職員養成施設として国土交通省から認可されています。このために求められる1年間の乗船履歴は、学部4年間での5ヶ月間〔学部3年次の乗船実習Ⅱ（1ヶ月間：海鷹丸と神鷹丸）と4年次の乗船実習Ⅲ（1ヶ月間：神鷹丸）、乗船実習Ⅳ（3ヶ月：神鷹丸）〕及び専攻科での乗船実習（7ヶ月：海鷹丸）を履修することで満たすことになります。

しかし、新型コロナウイルス感染症により3密が避けがたい船内生活ではクラスターの発生が懸念されることもあり、今年度の前学期では、練習船での新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインを作成して対応策を検討してきましたが、全学的な感染症拡大防止措置に対応して、学生を乗船させた練習船の航海を延期としてきました。

この度、国土交通省海事局海技課長からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校卒業者に係る3級海技士試験の取扱いについて（令和2年5月15日）https://www.mext.go.jp/content/20200518-mxt_kouhou01-000004520_7.pdf」に基づき、本学として専攻科の乗船実習や学部での乗船実習の航海計画を大幅に変更する（表）とともに、教育訓練の代替案を策定し、確認をいただきました。今後は変更した計画に従い、乗船学生、乗組員への感染症拡大防止策を講じながら、実習航海を実施する予定です。

なお、航海中での感染症への対策の一環として、また海外渡航が禁止されている現状での外国の港への入港が困難であることから、今年度は外航を実施しないこととなりました。これに伴い、これまで文部科学省の「南極地域観測事業」に基づき国立極地研究所と連携して実施してきた南大洋における観測航海については、本年度は実施いたしません。

乗船実習の変更に伴い、学内の研究・調査航海のみならず、学外との共同利用にも影響があらうかと存じます。練習船は、狭い船内でソーシャルディスタンスなどのいわゆる“3密”を避けることが難しい環境にあり、実習期間が短縮されたとはいえ、一度船内で発症者が出ると練習船の運航が極めて困難となります。そのため、学内外の研究者の方々にはご迷惑をおかけしますが、教育訓練を最優先とさせていただくことにご理解をいただきたいと思います。

表2 配乗計画及び実習期間（月内の数字は日付を示す）

通常時			令和2年												令和3年			乗船期間
実習名	学年	実習生数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	期間			
乗船実習Ⅱ (海鷹丸・神鷹丸)	3年次	96				11日	10日								1月			
乗船実習Ⅲ (神鷹丸)	4年次	26					16日	15日							1月			
乗船実習Ⅳ (神鷹丸)	4年次	26										20日		19日	3月			
乗船実習 (海鷹丸)	専攻科	40					15日							14日	7月			

25日卒業式

変更案				令和2年												令和3年			乗船期間
実習名	練習船	学年	実習生数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	期間
乗船実習Ⅱ	神鷹丸	3年次	36													20日	19日		1月
乗船実習Ⅱ	海鷹丸	3年次	60											25日	24日				1月
乗船実習Ⅲ	神鷹丸	4年次	26					中止			乗船実習Ⅲの 代替(陸上他)								0月
乗船実習Ⅳ	神鷹丸	4年次	26									20日			19日				3月
乗船実習	海鷹丸	専攻科	40						代替 (陸上)	1日	4000海里の航 海を含む		31日		中止				4月

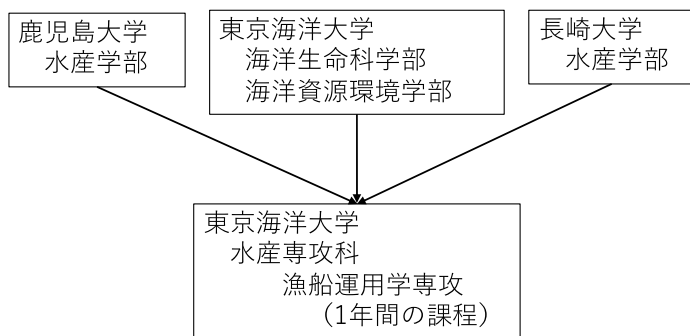
25日卒業式

練習船年間乗船計画（変更案）				令和2年												令和3年			乗船期間
船名	学部3年次	学部4年次	専攻科	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	期間
神鷹丸	1月	3月	—				実施期間の変 更(4月-5月)				乗船実習Ⅲの 代替(陸上他)				乗船漁業実習Ⅳ		乗船実習Ⅱ 変更期間		4月
海鷹丸	1月	—	4月				実施期間の変 更(2月-3月)		代替 (陸上)		専攻科乗船実習				乗船実習Ⅱ 変更期間				5月

25日卒業式

参考

船舶職員になるためには、海技免許の交付を受けなければなりません。海技免許は、海技従事者国家試験に合格し、国土交通大臣が指定する海技免許講習の課程を修了した者に与えられます。本学水産専攻科は、本学海洋生命科学部と海洋資源環境学部、鹿児島大学水産学部、長崎大学水産学部から進学し、学部と専攻科を合わせて5年間の一貫教育により3級海技士（航海）第一種養成施設として国土交通省に登録されています。また、第一級海上特殊無線技士（長期型養成施設）、船舶衛星管理者養成施設として登録されています（図）。



小型船舶操縦士（総トン数20トン未満）と異なり、3級海技士（航海）を取得するには、通常3年間の乗船履歴が必要となります。水産専攻科は養成施設ですので、特例として1年間の乗船履歴に軽減され、かつ、筆記試験を免除されています（附表）。

図 3級海技士（航海）第一種養成施設の構成

付表 養成施設として登録されている資格

<p>3級海技士（航海） 第一種養成施設 （国土交通大臣登録）</p>	<p>海技士資格取得に必要な国家試験（身体検査、筆記試験、口述試験）のうち筆記試験が免除されます。 また、①受験資格の乗船履歴も、学校卒業者に対する乗船履歴の特例により通常3年が必要なところ1年に軽減され②3級海技士の海技士資格の免許を受けようとする際に必要な資格である海技免許講習の修了資格を取得できます。</p>
<p>第一級海上特殊無線技師 長期型養成課程 （関東総合通信局長登録）</p>	<p>第一級海上特殊無線技士の試験が免除され、総務省への申請により資格を取得できます。</p>
<p>船舶衛生管理者養成施設 （国土交通大臣登録）</p>	<p>船舶衛生管理者の試験が免除され、国土交通省への申請により資格が取得できます。</p>